

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

大阪府の平成26年度の後期高齢者医療保険料について

大阪府後期高齢者医療広域連合では、平成26年度から**保険料率が変わります**。

保険料(年額)
(限度額57万円)

=

被保険者均等割額
被保険者1人当たり
52,607円

+

所得割額
被保険者の所得×所得割率
10.41%

※被保険者の所得は、年金収入のみの方で、その年金収入が330万円未満の場合、「年金収入額－120万円(公的年金等控除額)－33万円(基礎控除額)」となります。なお、マイナスの場合は0円です。(遺族年金などの非課税年金は上記の年金収入額には含みません。)

保険料の軽減について

1 世帯の所得水準に応じて保険料の被保険者均等割額(52,607円)が軽減されます。

所得の判定区分	軽減割合	軽減後の被保険者均等割額(年額)
①下欄②に属する被保険者であり、かつ、当該世帯の被保険者全員の各所得が0円であるとき(ただし、公的年金等控除額は80万円として計算する)	9割	5,260円
②世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額等が、基礎控除額(33万円)を超えないとき	8.5割	7,891円
③世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額等が【基礎控除額(33万円)＋24万5千円×被保険者の数】を超えないとき	5割	26,303円
④世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額等が【基礎控除額(33万円)＋45万円×被保険者の数】を超えないとき	2割	42,085円

※軽減に該当するかどうかを判断するときの総所得金額などには、専従者控除、譲渡所得の特別控除に係る部分の税法上の規定は適用されません。
※国民健康保険と同様、当分の間、年金収入につき公的年金など控除を受けた65歳以上の方については、公的年金などに係る所得金額から15万円を

控除して軽減判定します。

※世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得が軽減判定の対象となります。

2 所得割額の賦課対象者のうち、所得割額算定にかかる被保険者の所得が58万円以下(年金収入のみの方は、その収入が211万円以下)の方については、**所得割額が5割軽減**されます。

3 後期高齢者医療制度に加入する前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった方については、当分の間、**所得割額は課されず、被保険者均等割額が9割軽減**されます。

平成26年度の健康診査・人間ドックについて

健康診査について

大阪府後期高齢者医療広域連合の被保険者の方々に、「健康診査受診券」を**4月下旬**に「受診券在中」の記載のある封筒にてお送りします。(年度途中で新たに75歳になられる方には、誕生月の翌月初めに順次お送りします。)

受診券がお手元に届きましたら、広域連合が指定する医療機関などにおいて、受診券に記載された有効期限までに**無料(年度中に1回)**で受診することができます。受診の際は、事前に医療機関などにご連絡の上、受診券と被保険者証を忘れずにお持ちください。

ただし、次に該当する長期入院中や施設入所中の方などは、病院・施設において健康管理が図られているため、健康診査の対象者から除いています。

- ①病院または診療所に6カ月以上継続して入院中の方
- ②特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障害者支援施設などの施設に入所または入居している方

※退院・退所したなど事情変更があった場合は、受診券を発行いたしますので、お問い合わせください。

人間ドック費用の一部助成について

大阪府後期高齢者医療広域連合では、被保険者の方々が人間ドックを受診された場合の費用の一部を助成しております。費用の助成を受けるには、市区町村の担当窓口に必要な書類をお持ちいただき、申請する必要があります。なお、各年度中(4月1日から翌年3月31日まで)1回の受診に対し、26,000円を上限として費用の一部を助成します。

- 【申請に必要なもの】
- 1.人間ドックの領収書
 - 2.検査項目が確認できるもの(検査結果通知書の写しなど)
 - 3.被保険者証
 - 4.口座情報がわかるもの
 - 5.印かん

【注意事項】 領収書などを大切に保管願います。

大阪府後期高齢者医療広域連合

- 保険料などについて ……06-4790-2028(資格管理課)
- 健康診査・人間ドックについて ……06-4790-2031(給付課)

問合せ

羽曳野市役所

- 保険料などについて ……958-1111 内線1741、1744
- 健康診査・人間ドックについて ……958-1111 内線1761、1763